

であつたとかいふ爲でなかつたことは明白で、その證據には、この年十月二十三日御史臺の奏上した所に據ると、各省に於て站の經營に任ずる站戸は兵部の管轄になつたことを喜んでその恩に感じ、以後もこれを更改せられないやうにと希望してゐると見えて居る。即ち經世大典站赤五に

〔至大四年十月〕二十三日御史臺奏。監察御史自ニ各省一來。沿路經ニ過驛傳一。得ニ站戸之言一謂。皇帝登ニ寶位一罷レ進ニ鷹・犬・希罕物貨一。革ニ通政院一而任ニ兵部一。比ニ之前時一。使ニ馬少肥一。戸亦獲レ安。已後若不ニ更改一。止令ニ兵部管領一。則吾曹感レ恩。永得ニ安寧一。臣等不ニ敢不レ聞。上曰。言レ之是矣。只依ニ已定之法一行レ之。

と記されてゐる。此の如く兵部が驛站を管掌したことは從來の情弊を拯ひ、人望を得て居つたと思はれるにも係はらず、通政院が復活して蒙古站を管理することになつてから九年目、英宗即位の年なる延祐七年になつて、その管轄の範圍は更にまた擴大せられ、再び舊の如く漢站をも掌ることとなつた、即ち經世大典站赤六に

〔延祐七年四月〕二十九日參議速速奏。昨奉レ旨。令下寫ニ進通政院兵部所レ管站赤緣由沿革一來上上。今謹進呈。上覽畢曰。世祖皇帝時。達達・漢人站係ニ通政院管領一。今可下依ニ舊制一。悉歸中之通政院上。

〔同上〕五月十一日中書右丞相帖木迭兒・平章政事拜住等覆奏。上曰。可下依ニ前旨一。令中通政院領レ之。と見えて居る。同じ篇に文宗の天曆三年正月十七日通政院使寒食の言を載せた中に

至元七年設立諸站都統領使司。十三年改陞ニ通政院。管領蒙古漢人水陸站赤。至大四年以ニ漢站一隸ニ兵部一。本院止領ニ蒙古站赤。延祐七年又併董レ之。……迄レ今六十餘年。未ヨ嘗不ニ廢弛。

といつてゐるのは、以上述べ來つた站の管理に關する中央機關の沿革を約述したに過ぎない。この後元の世を終る